

別記第 8 1 号の 2 (郵便はがき) (第 1 1 8 条第 1 4 号関係)

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登 記 の 目 的	
登 記 原 因	
登 記 申 請 人 の 氏 名 住 所	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
<p>上記のとおり登記をしたので、通知します (不動産登記規則第 1 8 3 条第 1 項第 3 号)。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長 (又は地方法務局長) に対し、審査請求をすることができます (不動産登記法第 1 5 6 条)。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内 (通知を受けた日の翌日から起算します。) に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。) に提起しなければならないこととされています。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法務局 出張所</p> <p style="text-align: center;">登記官 <span style="float: right;">職印</span></p> <p>通知第 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span> 号</p>	